

「PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」の改訂について

平成 23 年 3 月

環境省廃棄物・リサイクル対策部

適正処理・不法投棄対策室

「PFOS含有廃棄物に関する技術的留意事項」（以下「技術的留意事項」という）の策定（平成 22 年 9 月）以降、分解処理に関する新たな知見の蓄積や実際の運用に際しての課題等に対応するため、今般、技術的留意事項の改訂を行った。改訂の概要は以下のとおり。

1. 分解処理 【技術的留意事項：6. 分解処理 6. 1 分解処理方法】

(1) 分解処理方法

現時点では、焼却処理（約 850℃以上）はこれらの要件に該当すると考えられるが、この場合であっても、燃焼ガスの十分な滞留時間を確保する必要があることに留意すること。

(2) 分解処理に伴い生じる排ガス中・排水中のフッ化水素の濃度について

- ① PFOS 又はその塩の分解処理に伴い副生成されるフッ化水素は、強い腐食性と有害性を有する物質であり、労働安全衛生法、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法等により、その取扱や排出濃度等について規制がなされている。このため、分解処理に伴い発生する排ガス及び排水中のフッ化水素に関しては、適切に処理されることが必要である。
- ② その他条例等により別途上乗せされた規制基準がある場合は、これを遵守する必要がある。
- ③ 分解処理に伴い生じる排ガス中のフッ化水素の測定方法については、関係法令、日本工業規格（JIS）等で定められた方法を用いること。
- ④ 分解処理に伴い生じる排水中のフッ化水素の濃度については、水質汚濁防止法による排水基準を準用している。なお、その他条例等により別途上乗せされた規制基準がある場合は、これを遵守する必要がある。
- ⑤ 分解処理に伴い生じる排水中のフッ化水素の測定方法については、関係法令、日本工業規格（JIS）等で定められた方法を用いること。

(3) 分解処理にあたっての分解率及び排出目標の達成状況確認時期

時 期	分解率	P F O S 濃度 ^{※1}	フッ化水素濃度
本格的分解処理開始前の確認試験時	○	○	○
投入条件の再設定時（性状変更等） ^{※2}	○	○	○
分解処理時（一定性状のP F O S 含有廃棄物を連続して分解処理する場合）			
6ヶ月未満→処理期間中1回以上		○	○
6ヶ月以上→6ヶ月に1回以上		○	○

※1 排水及び残さ中のP F O S 又はその塩の濃度に加え、排ガス中のP F O S 又はその塩の濃度についても測定することが望ましい。

※2 投入条件の再設定時（性状変更等）とは、本格的分解処理開始前の確認試験時よりP F O S 含有廃棄物の種類や混焼率（P F O S 含有廃棄物とそれ以外の廃棄物との投入割合）等の変更を行った場合である。

2. 処理施設の構造 【技術的留意事項：6. 分解処理 6. 3 処理施設の構造】

(1) P F O S 含有廃棄物の焼却施設は、液状、発泡性薬剤等の性状でも確実に分解される構造であることが必要であり、燃焼温度及び燃焼ガスの十分な滞留時間を確保できる構造であることが必要である。

(2) P F O S 又はその塩の分解処理に伴って副生成されるフッ化水素を含む排ガスについては、アンモニア水や消石灰等の噴霧などにより中和処理を行うことができる湿式スクラバー等の排ガス処理設備が備えられていることが必要である。また、分解処理に伴い排水が生じる場合も、これをアルカリ中和等で処理できる排水処理設備を有することが必要である。

3. 処理施設の維持管理 【技術的留意事項：6. 分解処理 6. 4 処理施設の維持管理】

(1) 施設へのP F O S 含有廃棄物の投入量は、本格的な分解処理開始前に実施し、分解率及び排出濃度の達成が確認されている確認試験時における混焼率を超えないこと。また、確認試験時における燃焼ガスの滞留時間を確保すること。

(2) P F O S 含有廃棄物の分解処理に伴い副生成されるフッ化水素を含む排ガス及び排水については、アルカリ中和処理等により排出目標が達成されていることが必要である。